

令和4年3月

受注者 各位

北九州市技術監理局

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置等について

北九州市では、令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）の運用に係る特例措置並びにインフレスライド条項の適用を、国に準じ、下記のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

1 特例措置について

1) 概要

「新労務単価」及び「新技術者単価」の決定に伴い、下記対象案件の受注者は、令和3年3月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）に基づき予定価格を積算した工事及び工事に係る設計業務等委託について、「新労務単価」及び「新技術者単価」に基づく契約に変更するための協議を発注者に請求することができます。

2) 対象案件

令和4年3月1日以降に契約した工事及び工事に係る設計業務等委託のうち、「旧労務単価」及び「旧技術者単価」を適用して予定価格を積算しているものです。

3) 請負金額（業務委託料）の変更

変更後の契約金額は、次の方式により算出します。

変更後の請負金額（業務委託料）＝P（新）×k

P（新）：新労務単価、新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された
予定価格

k：当初契約の請負比率

2 インフレスライド条項の適用について

1) 適用対象工事

令和4年2月28日以前に契約した工事のうち、別途マニュアルによって定める残工期が、受発注者協議により定めた基準日から2か月以上あるものです。

2) 運用基準について

令和4年3月「賃金等の変動に対する北九州市工事請負契約約款第26条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」によります。

3) その他

全体スライド及び単品スライド条項は併用することができます。

3 特例措置及びインフレスライド条項適用の協議方法

工事監督課に御相談のうえ、協議書を提出してください。

様式：http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/youshiki/youshiki_top.html

【問合せ先】

《請求等の手続きについて》

北九州市 技術監理局 契約制度課 TEL : 093-582-2545

《単価改定及び変更額の積算について》

北九州市 技術監理局 技術管理課 TEL : 093-582-2045